

重　政策目標5 - 2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界経済の持続的な成長に資するため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉に積極的に取り組むとともに、多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（注）交渉も積極的に推進していきます。

WTO、WCO（世界税関機構）等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み、EPAにおいて、税関手続の国際的調和・簡易化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化や税関行政に関する規則の統一等が図られることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者の利便性の向上、社会悪物品等の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

主要な国際貿易国である我が国としても、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及び経済連携等に、リーダーシップを發揮しつつ重点的に取り組みます。

（注）EPA（経済連携協定）：FTA（自由貿易協定）の要素（モノ・サービス貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定のことをいう。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第165回、第168回国会　総理大臣所信表明演説

第166回、第169回国会　総理大臣施政方針演説

第166回、第169回国会　財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）

平成20年度予算編成の基本方針（平成19年12月14日閣議決定）

平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成19年1月25日閣議決定）

平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成20年1月18日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定、平成20年1月18日閣議決定）

知的財産推進計画2007（平成19年5月31日知的財産戦略本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

4. 平成19年度の事務運営の報告

重　業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

[平成19年度実施計画]

WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税（ダンピング防止税）等の貿易規則の明確化・拡充も対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。本次交易においては、平成18年7月以降、農業と非農産品の関税削減率などの共通ルール（モダリティ）に関する各国の立場の違いが埋まらず、交

涉が中断されしていましたが、平成19年1月に交渉プロセスを本格的に再開することにつき支持が得られました。財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉の早期妥結に向け、積極的に取り組んでいきます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

EPAにおける取組

EPAは、WTOを中心とする多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を図る等の観点から重要であり、各国・地域との交渉にスピード感を持って取り組んでいきます。なお、平成18年3月、経済連携促進に関する主要閣僚による今後の進め方にについての打ち合わせが行われ、関係閣僚がイニシアティブを取りながら、関係省庁でより一層緊密に連携をとりつつ努力していくこと等が確認されています。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、「グローバル戦略」（平成18年5月18日経済財政諮問会議決定）のEPA工程表に沿ってEPA交渉を進めること等が確認されているほか、「日本経済の進路と戦略」においても同旨の言及がなされており、今後2年間でEPA締約国が3倍に増加（12か国以上）していることが期待されます。

平成18年7月、我が国にとって、シンガポール、メキシコに次いで3番目となるEPAがマレーシアとの間で発効しました。財務省・税関はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めていきます。

平成18年9月に協定の署名に至ったフィリピンとの間では、既に協定とその実施法についての国内手続を終えておりますが、今後発効に向けた作業を加速していきます。また、チリ、インドネシア、ブルネイとの間でも早期の協定締結を目指し、詰めの作業を行っていきます。

更に、ASEAN（東南アジア諸国連合）全体、GCC（湾岸協力理事会）、インド及びベトナムと交渉中にあるほか、今後スイス及び豪州との間でも交渉を開始する予定です。財務省としては、今後とも関係省庁との連携を密にした上で、これらの国・地域との目下の交渉に全力を傾注するとともに、関税政策を含めて経済財政全般に係わる立場から、EPAが国益にかなうものとなるよう、交渉に取り組んでいきます。

こうした二か国・地域間のEPAの取組が進展する一方で、地域ワイドでの経済連携を模索する動きが顕著となってきています。財務省としても、これらの地域ワイドでの経済連携について前向きに検討することは有意義と考えてあり、中長期的な検討課題として、今後の議論に積極的に参画していきます。

（注）この「19年度実施計画」は、平成19年度政策評価実施計画（19年3月策定）の「基本的考え方」を要約したもので、全文は、平成19年度政策評価実施計画のP.93～95参照。

[事務運営の報告]

WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、平成18年7月以降中断されましたが、平成19年1月に再開されました。その後の交渉の結果、同年7月には主要交渉分野である農業・NAMA（非農産品市場アクセス）の両交渉議長により議長テキストが提示されました。また、平成20年2月には、議長テキストに基づいた集中的な議論を踏まえ改訂議長テキストが提示されました。更に、貿易円滑化、貿易ルールについても、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持つとの考えに基づき、交渉が行われました。財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ参画しました。

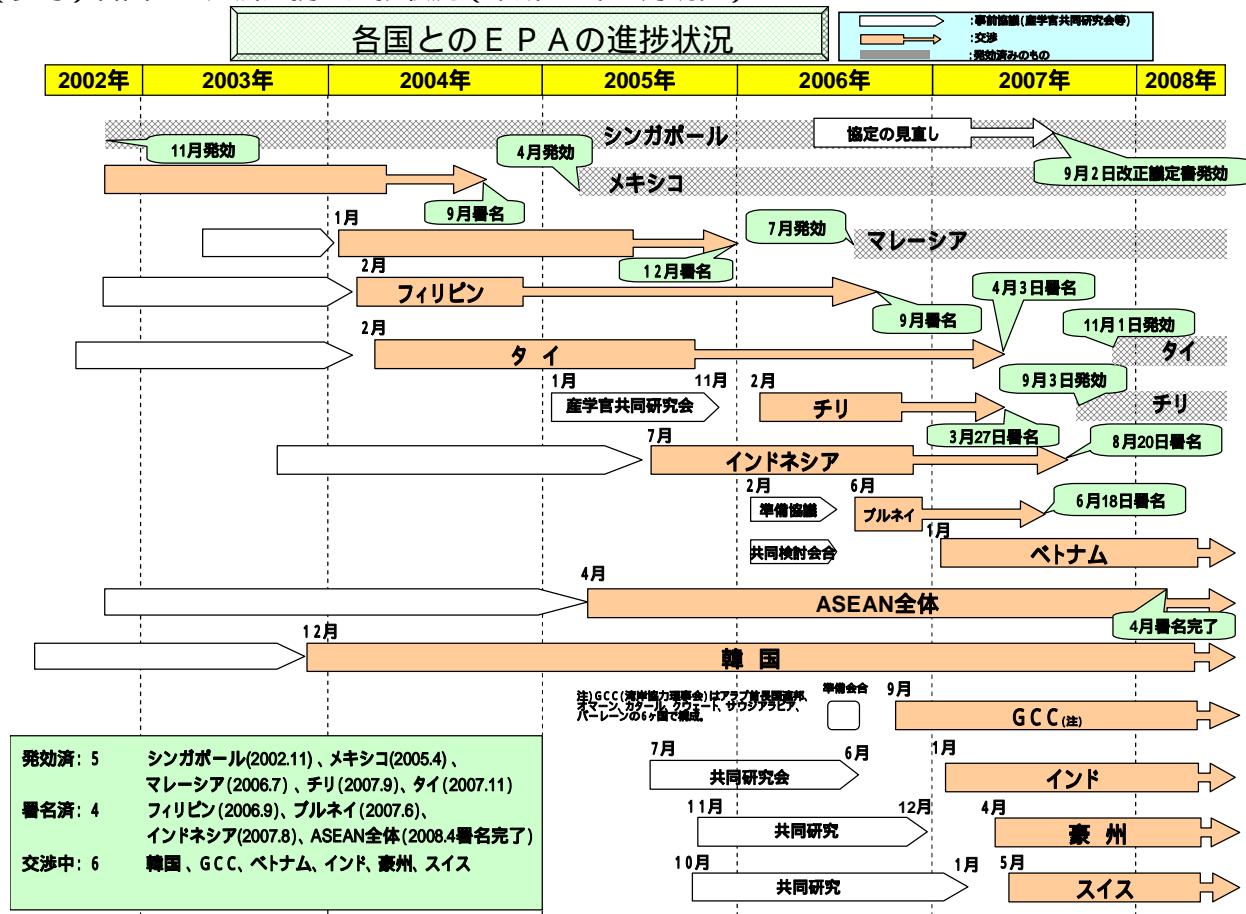
EPAにおける取組

EPAについては、平成19年9月、チリとの間のEPA及びシンガポールとの間のEPA改正議定書がそれぞれ発効し、11月にはタイとの間のEPAが発効しました。財務省・税関はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に努めました。

また、交渉中のEPAについて、財務省としては、政府の基本方針を踏まえ、関税政策・税関行政を所管する立場から、特に物品の貿易、原産地規則、貿易円滑化に向けた

税関協力といった分野を中心に交渉に積極的に関与しました。平成18年6月に交渉を開始したブルネイとの間では平成19年6月に協定の署名に至り、平成17年7月に交渉を開始したインドネシアとの間では平成19年8月に協定の署名に至っています。（日ブルネイ及び日インドネシア経済連携協定は、平成20年5月に国会で承認されました。）また、平成17年4月に交渉を開始したASEAN（東南アジア諸国連合）全体との間では平成19年11月に交渉が妥結しました。（平成20年4月に署名が完了しました。）更に、インド、豪州等6か国・地域との交渉に積極的に取り組みました。

（参考）各國との経済連携の進捗状況（平成20年4月現在）



業績目標 5-2-2：税関分野における手続等の国際的調和の推進

[平成19年度実施計画]

EPAにおける取組

EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡易化を推進するための税関協力等が含まれています。

これまで署名もしくは発効に至っているEPAのうち、シンガポール、マレーシア及びフィリピンとのEPAにおいては、税関手続の国際的調和・簡易化及び税関当局間の協力・情報交換に関する規定が盛り込まれており、今後、その他の国とのEPA交渉においても、貿易の自由化のみならず税関協力を推進し、貿易円滑化に積極的に取り組んでいきます。

WTO、WCO等国際機関における取組

WCOにおいては、「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」（平成17年6月とりまとめ）や改正京都規約（「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」（平成18年2月発効））の実施に積極的に取り組みつつ、各國に対しても着実な実施を懇意にしています。さらに高度なセ

「キュリティを保証する民間企業を特定し、税関において便益を与える「認定された経済事業者(AEO)」制度に関するガイドライン(平成18年6月採択)の実施にも積極的に取り組んでいきます。」

また、WTOドーハ・ラウンドにおいては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉において、具体的な提案を行う等、交渉の進展に積極的に貢献していきます。

更に、WTO協定に基づく非特恵原産地規則の国際的な調和(統一)作業に積極的な貢献を行うとともに、規則が我が国の慣行に照らし十分合理性を有するものとなるよう努めています。

APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APEC、ASEM等の地域協力の枠組みでも、主に税関手続関連事項を扱う小委員会・部会などで、税関手続の国際的調和・簡易化に向けた作業が行われており、我が国としても積極的に貢献していきます。

税関当局間の情報交換等に関する取組

社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、異なる国の税関当局間で関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化への取組を含む税関当局間の協力関係を強化すること等を定めた政府間協定・税関間取決めがあります。我が国はこれらの協定等を主要国と締結すべく積極的な取組を進めています。

これまで、同協定等を米国、豪州、NZ、韓国、カナダ、中国と締結しており、平成19年度においては、現在協議中のEC、ロシア、香港等との早期署名に向け努力していきます。

他方、シンガポール、マレーシア及びフィリピンとのEPAの中には、同協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれていますが、現在交渉中のEPAの中でも、同様の規定を設ける方向で協議を進めています。

(注)この「19年度実施計画」は、平成19年度政策評価実施計画(19年3月策定)の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成19年度政策評価実施計画のP96~97参照。

[事務運営の報告]

EPAにおける取組

EPAについては、貿易の自由化のみならず税関協力も推進し、貿易円滑化に資するよう積極的に取り組んだところ、平成19年度に署名もしくは発効に至ったチリ、タイ、ブルネイ、及びインドネシアとのEPAにおいて、交渉の結果、税関手続の国際的調和・簡素化及び税関当局間の協力に関する規定が盛り込まれました。また、交渉中のEPAにおいても、税関協力や貿易円滑化を推進するための規定を盛り込むよう取り組みました。

WTO、WCO等国際機関における取組

WCOについては、「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」(平成17年6月採択)の実施に向け、途上国を対象とした技術協力プロジェクト等の各国での取組が継続的に進められました。

また、高度なセキュリティを保証する民間企業を特定し、税関において便益を与える「認定された経済事業者(AEO)」制度に関するガイドラインについて検討が行われ、我が国も積極的に議論に参加しました。その結果、「基準の枠組み」文書の別添として、当該ガイドラインが平成18年6月の総会において採択されています(平成19年6月に「基準の枠組み」に一体化)。

我が国としては、上記ガイドラインに整合的なAEO制度を導入した各国当局間において同制度を相互に認証し二国間の安全かつ円滑な物流を目指す相互認証協議を重要な政策課題と位置づけ、取り組みました。具体的には、米国、EU、ニュージーランドとの間で相互認証協議を進めました。この他、平成19年4月に開催された日中韓3か国関

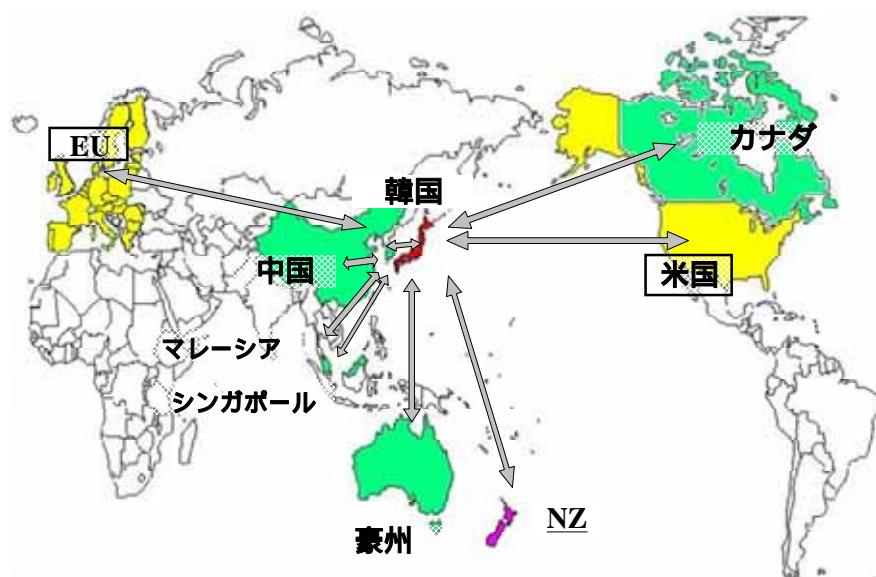
税局長・長官会議での合意を踏まえ、中韓それぞれとの間で、AEOプログラムについて研究を開始したほか、カナダ、オーストラリア、シンガポール及びマレーシアとの間でも相互の制度について研究を行いました。そのうち、ニュージーランドとの間では、平成20年5月14日、我が国にとって初めての、世界的にも2例目、双方向の物流を対象とした取組としては世界で最初の取組として相互認証取決めの署名を行いました。

改正京都規約については、平成18年2月の発効後、国際会議の場などを通じて、各国が同規約を受諾するよう働きかけを続けています。

また、知的財産侵害物品の水際取締りを推進するための暫定的基準については、同基準文書の策定に貢献しました。

WTO貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、議論が行われていますが、我が国としても、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性を向上させるための提案を行う等の取組を通じ、交渉の進展に貢献しました。

(参考) 各国とのAEO相互認証協議の進捗状況(平成20年5月現在)



(注)国名に下線が付されている国とは署名済み、国名が枠囲みの国とは協議中、それ以外の国とは互いの制度について研究中

APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいて、我が国は、税関手続小委員会における16項目の共同行動計画のうち、「通関所要時間調査」及び「HS条約の採用」の調整役を務めており、「通關所要時間調査」の技術協力プロジェクトをチリ、ベトナム及びペルーで実施しました。また、「HS条約の採用」の技術協力プロジェクトをマレーシアで実施しました。

更に、APEC域内のシングル・ウインドウの発展を目指すシングル・ウインドウ・イニシアティブについては、平成19年6月に報告書が完成したところです。

ASEMについては、平成19年11月に我が国が議長国として、横浜においてASEM関税局長・長官会合を主催し、安全かつ円滑な貿易、知的財産保護、グローバリ

ゼーションの進展等による新たな脅威への対処、環境問題、国際協力など、税関が直面する課題に対応するための諸方策を「横浜宣言」として取りまとめました。

税関当局間の情報交換等に関する取組

社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締り等を推進する情報の交換を行うため、また、貿易円滑化への取組に係る協力を強化するため、外国の税関当局との税関相互支援協定等の締結へ向けた取組に努めました。米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国に加え、平成19年度においては、新たに香港（平成20年1月）及びECA（平成20年2月）と締結しました。更に、ロシア、オランダ及びマカオとの間で交渉を進めるなど、同協定等の締結に向け取り組みました。

また、EPA締結国については、EPAの中の税関手続章において、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定等を盛り込むよう取り組んでおり、シンガポール、マレーシア、フィリピンに加え、平成19年度には、ブルネイ及びインドネシアとの間で署名に至り、タイとの間で発効に至りました。更に、交渉中のEPAについても同様の規定が盛り込まれるよう協議を進めました。

【事務運営プロセスの改善に係る取組】

WTOドーハ・ラウンド交渉やEPA交渉への取組を効率的に進めるため、関係省庁と様々なレベルの意見交換を行う等連携を図りつつ、政府一体となって取り組みました。

また、国際会議等に当たっては、事前に関心事項を共有する国々と個別に意見交換するなど、効率的な議論の促進を図りました。

5. 平成18年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉については、関税政策等を所管する立場から、農業、非農産品にかかる関税削減等の貿易自由化のみならず、貿易ルールや貿易円滑化の分野を含め、全体としてバランスの取れた成果が得られるよう、関係省庁と連携し、交渉の早期妥結を目指して取り組みました。

EPAにおける取組

EPAについては、財務省を含め政府一体となって取り組んでいるところですが、「経済財政改革の基本方針2007」等に基づき、交渉に積極的に取り組んだ結果、平成19年9月、チリとの間のEPA及びシンガポールとの間のEPA改正議定書がそれぞれ発効し、11月にはタイとの間のEPAが発効しました。また、同年6月にはブルネイ、8月にはインドネシアとの間のEPAがそれぞれ署名され、11月にはASEAN（東南アジア諸国連合）全体との間のEPA交渉が妥結する等、交渉に大きな進展がありました。更に、インド、豪州等6か国・地域と交渉中であるなど、経済連携の推進に取り組みました。

(2) 税関分野における手続等の国際的調和の推進

EPAにおける取組

EPAにおいては、貿易の自由化のみならず税関協力も推進し、貿易円滑化に資するよう積極的に取り組んだところ、平成19年度に署名もしくは発効に至ったチリ、タイ、ブルネイ、インドネシアとのEPAに税関手続の国際的調和・簡素化及び税関当局間の協力に関する規定が盛り込まれました。

WTO、WCO等国際機関における取組

WTOドーハ・ラウンド交渉における貿易円滑化交渉においては、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性を向上させるための具体的な提案を行うなど、交渉の推進に貢献しました。

WCOにおいて策定された「基準の枠組み」の実施に努め、米国等の主要貿易国と相互認証協議を進め、本年5月にはニュージーランドとの間で、我が国にとって初めての、世界的にも2例目、双方向の物流を対象とした取組としては世界で最初の取組として相互認証取決めに合意しました。また、「基準の枠組み」の実施に向けた途上国への技術協力プロジェクト等に積極的に参画しました。また、改正京都規約については、引き続き、加入・実施の促進のため、国際会議等の場で各国に働きかけを行いました。更に、知的財産侵害物品の水際取締りを推進するための暫定的基準の策定に貢献しました。

APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいては、我が国は、「通関所要時間調査」の技術協力プロジェクトをチリ、ベトナム及びペルーで実施しました。また、「HS条約の採用」の技術協力プロジェクトをマレーシアで実施しました。

ASEMにおいては、平成19年11月に我が国が議長国として、横浜においてASEM関税局長・長官会合を主催し、安全かつ円滑な貿易、知的財産保護、グローバリゼーションの進展等による新たな脅威への対処、環境問題、国際協力など、税関が直面する課題に対応するための諸方策を「横浜宣言」として取りまとめました。

税関当局間の情報交換等に関する取組

税関当局間の情報交換等に関する取組については、各国との税関相互支援協定・取決めの締結に向け積極的に取り組んだところ、平成19年度において、新たに香港及びECと締結しました。また、EPAにおいても、税関相互支援協定と同様に、新たにタイ、ブルネイ及びインドネシアとの間で水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

総合目標5 6.(5)(P102)参照。

参考指標 総5-5：世界全体の貿易額（P103に掲載）

参考指標 総5-6：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（P103に掲載）

（2）関税負担率の推移とその国際比較

総合目標5-6.（6）（P103）参照。

参考指標 総5-7：関税負担率の推移とその国際比較（P103に掲載）

（3）地域貿易協定の年次別推移

総合目標5-6.（7）（P104）参照。

参考指標 総5-8：地域貿易協定の年次別推移（P104に掲載）

（4）税関手続の調和・簡素化に向けた取組

各国の税関手続の調和や簡素化のため、関係国・機関等による国際会議が頻繁に開催され、活発な議論が行われています。

参考指標 5-2-1：関係国際会議における活動状況

（単位：回）

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
出席回数	27	41	34	46	50

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）、参事官室（国際機構担当）、経済連携室、関税課調

（注）税関手続関連の経済連携交渉会合、AEO相互認証協議、日ASEAN原産地規則作業部会、WTO貿易円滑化交渉会合、WTO原産地規則委員会、WCO常設技術委員会、APEC税関手続小委員会、ASME手続作業部会及び関連会議への出席回数。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

（1）今後の方針

政策目標5-2 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

業績目標 5-2-2：税関分野における手続等の国際的調和の推進

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

（2）企画立案に向けた提言

多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

イ WTOにおける取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き全力で取り組みます。

貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

□ E P Aにおける取組

E P Aについては、W T Oを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、「経済財政改革の基本方針2007」等に基づき、積極的に進めていきます。

税関分野における手続等の国際的調和の推進

イ E P Aにおける取組

E P Aにおいては、貿易の自由化のみならず税関協力も推進し、貿易円滑化に資するよう積極的に取り組んでいきます。

□ 国際的な枠組みにおける取組

W T Oにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

W C Oにおいては、「基準の枠組み」等の実施に積極的に取り組みつつ、各国に対しても着実な実施を奨励していきます。また、知的財産侵害物品の水際取締りのための国際的な基準の正式採択に向けての検討に取り組んでいきます。更に、A E O制度を活用し、一層の国際貿易の安全強化と円滑化を図るため、主要貿易国である米国、E U等との間で相互認証の早期合意に向けて引き続き積極的に協議を推進していきます。

ハ A P E C、A S E M等の地域協力の枠組みにおける取組

A P E Cにおいては、「H S条約の採用」及び「通関所要時間調査の実施」について、調整国として引き続きその実施及び技術協力等で取り組む等の貢献を行います。

A S E Mにおいては、手続作業部会の場等を通じ、税関手続の国際的調和に取り組んでいきます。

二 税関当局間の情報交換等に関する取組

社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締り等を推進する情報の交換を行うため、また、貿易円滑化への取組に係る協力を強化するため、税関相互支援協定等の締結に向け取り組んでいきます。

(3) 平成21年度予算要求等への反映

世界経済の持続的な成長に資するため、W T Oドーハ・ラウンド交渉やE P A交渉などの多国間、地域ワイド及び二国間における経済連携の積極的な推進及びアジア太平洋地域等での税関手続等の国際的調和の推進に必要な経費の確保に努めます。